

高石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

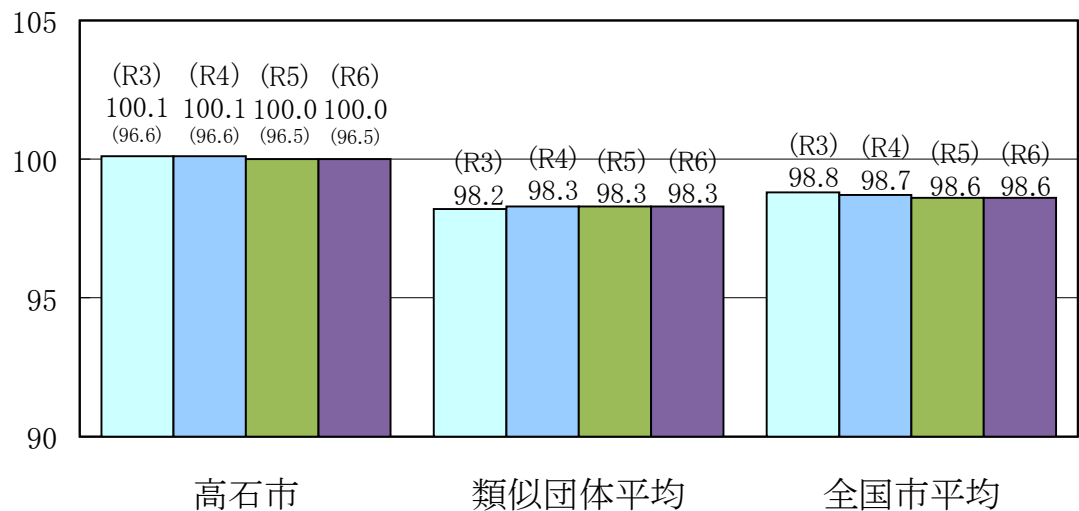
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 56,481	千円 25,978,091	千円 193,980	千円 3,426,961	% 13.2	% 12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	人 293	千円 1,134,790	千円 304,500	千円 500,854	千円 1,940,144	6,622	6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、高石市においては11%を支給。
(実施時期) 実施時期は未定。支給割合は引上げず、令和6年4月1日時点は11%を支給。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度～令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%
高石市の支給割合	11%	11%	11%	11%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(管理職特別勤務手当は平成26年12月10日実施、単身赴任手当は平成27年4月1日実施。)

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高石市	41.0 歳	317,409 円	412,516 円	388,002 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
高石市	58.3 歳	16 人	327,425 円	378,310 円	371,521 円	—	—	—	—
うち調理員	57.8 歳	14 人	338,286 円	391,097 円	384,730 円	飲食物調理 従事者	42.8	279,000 円	1.40
うち業務員	61.8 歳	2 人	251,400 円	288,804 円	279,054 円	—	—	—	—
大阪府	54.5 歳	382 人	295,012 円	368,827 円	341,219 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	16 人	321,506 円	377,113 円	353,146 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高石市	6,396,725 円	— 円	—
うち調理員	6,721,768 円	3,669,700 円	1.83
うち業務員	4,121,423 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(市：幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高石市	51.7 歳	361,067 円	436,685 円
大阪府	39.1 歳	348,232 円	424,747 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		高 石 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	203,300 円	一般職 196,200 円
	高 校 卒	176,100 円	171,500 円	一般職 166,600 円
技能労務職	高 校 卒	176,100 円	178,233 円	—
教 育 職 (市:幼稚園)	大 学 卒	202,400 円	227,000 円	—
	短 大 卒	187,300 円	206,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	318,700円	363,529円	403,100円	396,657円
	高 校 卒	—	—	—	364,120円

(注) 各階層別の該当職員数が2人以下の場合、記載を省略しています。

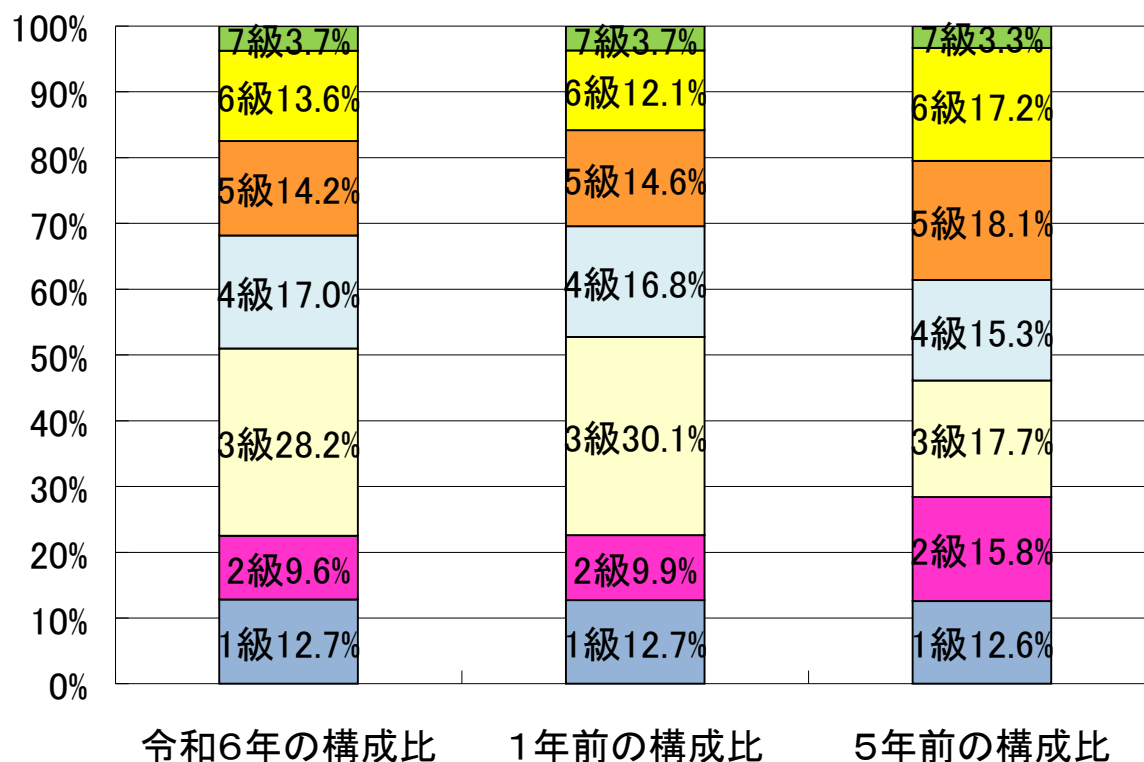
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	参与・部長・理事	人 12	% 3.7	円 410,300	円 470,000
6 級	次長・課長・参事	人 44	% 13.6	円 365,500	円 446,200
5 級	課長代理・主幹	人 46	% 14.2	円 323,100	円 411,300
4 級	係長・主査	人 55	% 17.0	円 271,600	円 382,000
3 級	主任	人 91	% 28.2	円 240,900	円 351,000
2 級	主事	人 31	% 9.6	円 208,000	円 305,200
1 級	主事	人 41	% 12.7	円 162,100	円 249,400

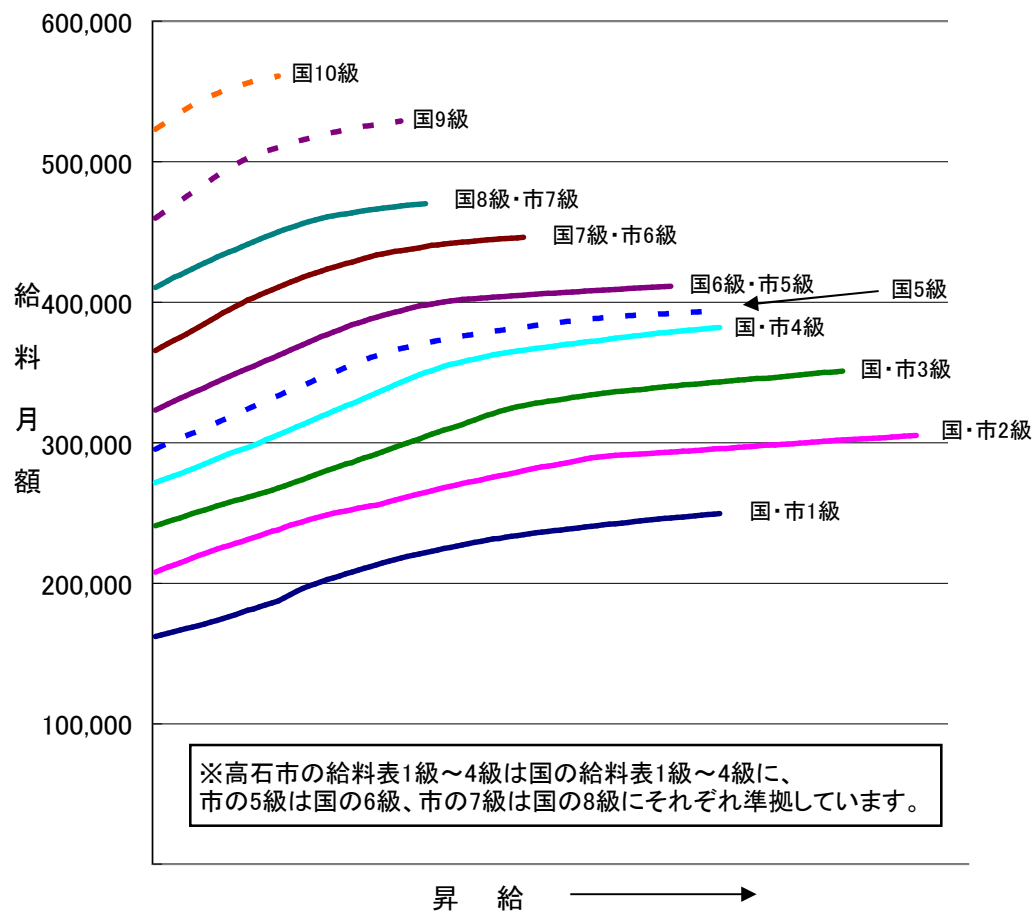
(注) 1 高石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※端数処理の関係で必ずしも100%にならない場合があります。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（高石市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分
	上位、標準、下位の区分			
	上位、標準の区分			
	標準、下位の区分			
ロ 人事評価を活用していない	標準の区分のみ(一律)			
		○	○	
	活用予定時期	未定	未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 石 市	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,770 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,696 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高石市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

高 石 市	国	
(支給率) 自己都合 定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額 1,114千円 16,861千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
5年度は定年退職者がおらず、勸奨の平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		133,703 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		467,493 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	15 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		334 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		41,750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		2.9 %	
手当の種類(手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納等実地徴収事務手当	市税・国民健康保険・介護保険担当職員	市税・国民健康保険料・介護保険料の滞納等実地徴収事務	日額 200円
清掃等作業手当	清掃等作業に従事した職員	清掃等作業	日額 300円
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	日額 300円
害虫等駆除作業手当	害虫等駆除作業に従事した職員	害虫等駆除作業	日額 300円
行路病人及び行路死亡人の収容護送手当	生活保護担当職員	行路病人又は行路死亡人の収容護送事務	(行路病人) 日額 1,000円 (行路死亡人) 日額 2,000円
死獣処理手当	死獣処理作業に従事した職員	死獣処理作業	1回 300円
有害物取扱作業従事手当	毒物、劇物等を取り扱う作業に従事した職員	毒物、劇物等を取り扱う作業	日額 150円
非常災害現場従事手当	風水害、地震、火災等において災害対策、救助等の現場作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度普通会計決算）	53,272 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度普通会計決算）	253,676 円
支給実績（５年度普通会計決算）	50,227 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度普通会計決算）	243,820 円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の
総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	月額 配偶者 6,500円（給料表7級の職員は3,500円） 父母等 6,500円（給料表7級の職員は3,500円） 子 10,000円 満16歳の年度始めから 満22歳年度末までの子5,000円加算	同じ	－	30,721 千円	247,750 円
住居手当	月額28,000円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給	同じ	－	15,500 千円	322,917 円
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円以下については、 運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする。 ○交通用具利用者 ・距離に応じて支給（月額） 最高支給限度額 26,400円	同じ 異なる	－ 最高支給限度額 31,600円（月額）	22,353 千円	103,967 円
管理職手当	参与 85,000円 部長 73,000円 理事 63,000円 次長、会計管理者 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	異なる	－	50,820 千円	635,250 円
単身赴任手当	月額30,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、 2,500km以上で最高支給限度額70,000円	同じ	－	648 千円	648,000 円
管理職特別勤務手当	○週休日又は祝日 7級（参与・部長・理事） 10,000円 6級（次長・課長・参事） 8,500円 5級（課長代理・主幹） 7,000円 ○平日深夜 7級（参与・部長・理事） 5,000円 6級（次長・課長・参事） 4,300円 5級（課長代理・主幹） 3,500円	異なる	○週休日又は祝日 一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,500円 四種 7,000円 五種 6,000円 ○平日深夜 一種 6,000円 二種 5,000円 三種 4,300円 四種 3,500円 五種 3,000円	194 千円	3,464 円

5 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区 分			給 料		月 額		等
給料	市 副 市 長	長 副 市 長	870,000 円	760,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
					1,061,000 円／	593,400 円	
報酬	議 副 議	長 副 長 員	580,000 円	550,000 円	737,000 円／	372,000 円	
			520,000 円		653,000 円／	294,000 円	
					591,000 円／	266,000 円	
期末手当	市 副 市 長	長 副 長 員	(5年度支給割合)				
			4.30	月 分			
			(5年度支給割合)				
			4.30	月 分			
退職手当	市 副市長	長	(算定方式)				
			給料月額×在職月数に100分の50を乗じて得た額		(1期の手当額)		(支給時期)
			※令和5年4月27日に在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は支給しません。		20,880,000円	任期毎	
			給料月額×在職月数に100分の28を乗じて得た額		10,214,400円	任期毎	

1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期
(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

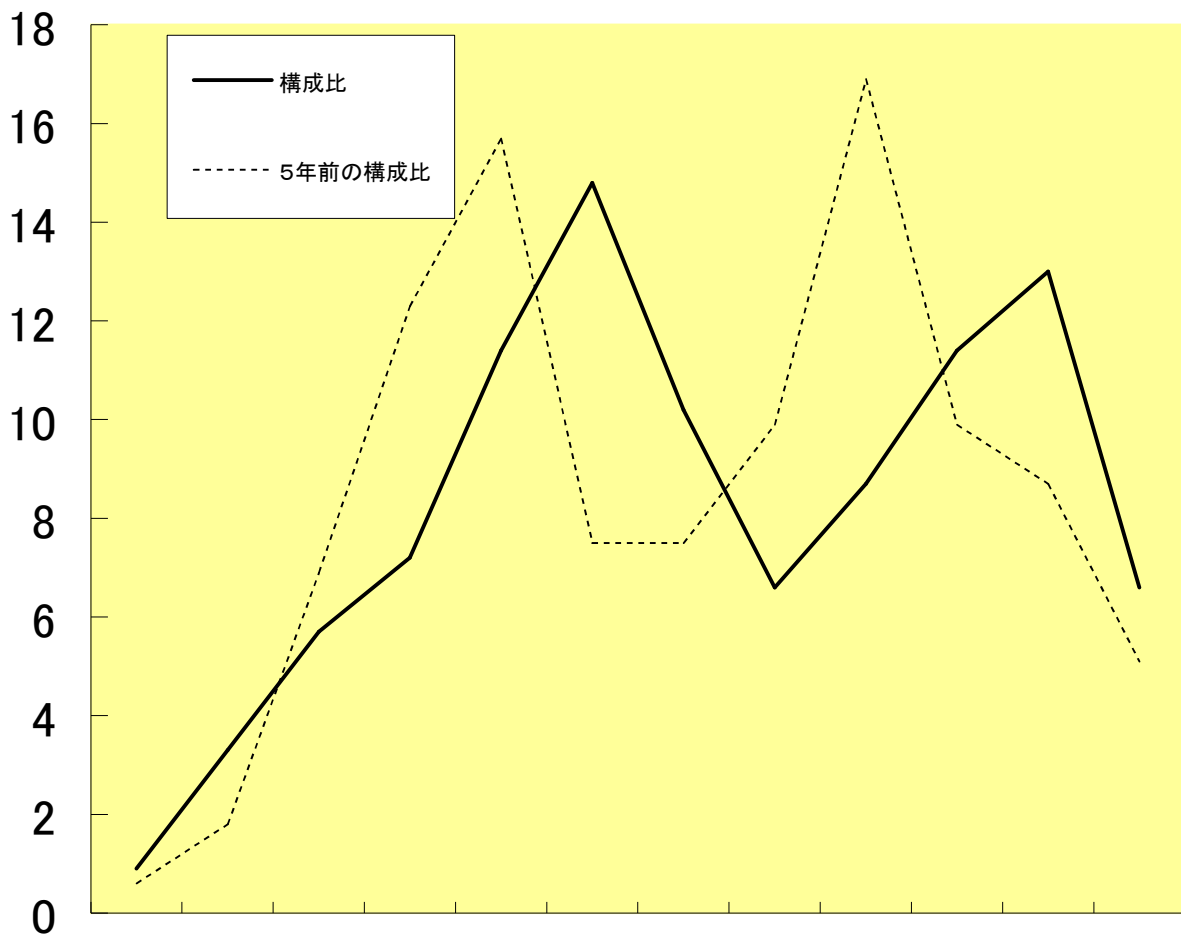
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	78	79	1	機構改革に伴う人員増
		税 務	16	15	-1	人事異動に伴う人員減
		民 生	70	68	-2	機構改革に伴う人員減
		衛 生	21	21	0	
		労 働	2	2	0	
		農 水	1	1	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	45	46	1	新規採用による職員増
		計	241	240	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.13 人)
		教育部門	52	50	-2	退職者不補充
		小 計	293	290	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.53 人)
公営企業等会計部門		水道	8	9	1	人事異動に伴う人員増
		下水道	6	6	0	
		その他	15	15	0	
		小 計	29	30	1	
合 計			322	320	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.66 人
			[393]	[393]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	11人	19人	24人	37人	48人	33人	22人	28人	38人	43人	14人	320人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)(単位:人・%)

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	251	249	237	238	241	240	-11 (-3.6%)
教 育	59	59	55	55	52	50	-9 (-17.5%)
公 営 企 業 等 会 計	32	31	32	29	29	30	-2 (-9.4%)
計	342	339	324	322	322	320	-22 (-6.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 978,136	千円 188,839	千円 70,460	% 7.2	% 7.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,129千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市を除く 市町村一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 12	千円 31,531	千円 9,665	千円 14,517	千円 55,713	千円 4,643	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高石市水道事業	48.1 歳	391,979 円	635,033 円
団体平均(政令指定都市を除く市町村)	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高石市水道事業		高石市（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,210 千円		1,770 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

高石市水道事業			高石市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,114 千円	16,861 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

5年度は定年退職者がおらず、勸奨の平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		3,732 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		466,554 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	11 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		20 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		1,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		8.3 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱作業従事手当	有害物取扱作業従事手当作業に従事した職員	毒物・劇物等を取り扱う作業	日額150円
非常災害現場従事手当	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災、爆発下等において災害対策、救助等の現場作業に従事した者又は勤務時間外に呼び出しを受けて漏水等の復旧作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業又は勤務時間外に呼び出しを受けた漏水作業等の復旧作業	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	2,452 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	222,905 円
支給実績（5年度決算）	1,525 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	127,094 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	月額 配偶者 6,500円(給料表7級の職員は3,500円) 父母等 6,500円(給料表7級の職員は3,500円) 子 10,000円 満16歳の年度始めから 満22歳年度末までの子5,000円加算	同じ	—	792 千円	132,000 円
住居手当	月額28,000円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給	同じ	—	1,344 千円	336,000 円
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする。	同じ	—	575 千円	82,155 円
	○交通用具利用者 ・距離に応じて支給(月額) 最高支給限度額 26,400円	同じ	—		
管理職手当	部長 73,000円 次長 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	同じ	—	1,608 千円	536,000 円
単身赴任手当	月額30,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、2,500km以上で最高支給限度額70,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	○週休日又は祝日 7級(部長) 10,000円 6級(次長・課長・参事) 8,500円 5級(課長代理・主幹) 7,000円 ○平日深夜 7級(部長) 5,000円 6級(次長・課長・参事) 4,300円 5級(課長代理・主幹) 3,500円	同じ	—	21,000 千円	21,000 円